## 第748回 通関協議会(本関地区)

- 1. 日時 令和3年12月7日(火) 14時~
- 2. 場所 日本関税協会 横浜支部 事務室 (オンライン実施)
- 3. 議題等 横浜税関からの説明
  - (1) 第 55 回通関士試験の結果について【資料 1】 伊藤 首席通関業監督官
  - (2) 令和3年「年末特別警戒期間」における協力依頼について【資料2】
  - (3) 年末年始における通関手続について【資料3】
  - (4) 横浜税関山下分庁舎の停電作業に伴う業務部特別通関部門の業務に ついて【資料 4】 堀籠 管理課長
  - (5) 令和4年中の延滞税等の割合【資料5】 鈴木 収納課長
  - (6) HS2022 改正について【資料 6】 勅使河原 首席関税監査官
  - (7) 地域的な包括的経済連携(RCEP) 協定の発効について【資料7】 阿部 原産地調査官
  - (8) 原産地規則利用調査の実施について【資料8】 小嶋 次長
  - 4. 連絡事項等

2021 年 12 月 本関地区通関協議会 業務部 首席通関業監督官

#### 第55回通関士試験の結果について

令和3年10月3日(日)に実施された第55回通関士試験の結果の概要は、下記のとおりです (一部税関 HP から抜粋)。

記

#### 1. 受験者数・合格者数等

(単位:人、%)

	願書提	出者数	受験	者数	合格者数		合格率	
	第 55 回	前年比	第 55 回	前年比	第 55 回	前年比	第 55 回	第 54 回
全科目受験者	8,126	103.7%	6,225	104.9%	928	108.3%	14.9%	14.4%
2科目受験者	644	91.1%	549	91.5%	58	46.8%	10.6%	20.7%
1科目受験者	202	90.2%	186	88.2%	110	69.2%	59.1%	75.4%
合計	8,972	102.3%	6,960	103.2%	1,096	96.1%	15.7%	16.9%

#### 2. 合格基準

試験科目	合格基準
通関業法	満点の60%以上
関税法等	満点の60%以上
通関書類の作成要領その他通関手続の実務	満点の60%以上

#### (参考1)第55回通関士試験実施税関別受験者数等

税関	試験地	願書提出者数	受験者数	合格者数	合格率
函館税関	北海道	153	126	16	12. 7%
東京税関		3, 332	2, 470	393	15. 9%
	新潟	114	82	8	9. 8%
	東京	3, 218	2, 388	385	16. 1%
横浜税関		1, 040	782	134	17. 1%
	宮城	173	129	22	17. 1%
	神奈川	867	653	112	17. 2%
名古屋税関		1, 181	983	140	14. 2%
	静岡	211	165	24	14. 5%
	愛知	970	818	116	14. 2%
大阪税関	大阪	1, 416	1, 122	175	15. 6%
神戸税関		1, 068	860	142	16. 5%
	兵庫	753	601	109	18. 1%
	広島	315	259	33	12. 7%
門司税関	福岡	569	440	69	15. 7%
長崎税関	熊本	129	103	14	13. 6%
沖縄地区税関	沖縄	84	74	13	17. 6%
合 計	•	8, 972	6, 960	1, 096	15. 7%

#### (参考2) 過去10年の通関士試験受験者数、合格率等の推移

区分	願書提出者(人)	受験者(人)	受験率(%)	合格者(人)	合格率(%)
平成 24 年(第 46 回)	11, 544	8, 972	77. 7	769	8. 6
平成 25 年(第 47 回)	11, 340	8, 734	77.0	1,021	11. 7
平成 26 年(第 48 回)	10, 138	7, 692	75. 9	1,013	13. 2
平成 27 年(第 49 回)	10, 018	7, 578	75. 6	764	10. 1
平成 28 年(第 50 回)	9, 285	6, 997	75. 4	688	9.8
平成 29 年(第 51 回)	8, 627	6, 535	75.8	1, 392	21. 3
平成 30 年(第 52 回)	8, 491	6, 218	73. 2	905	14. 6
令和元年(第53回)	8, 661	6, 388	73.8	878	13. 7
令和2年(第 54 回)	8,770	6, 745	76. 9	1, 140	16. 9
令和3年(第 55 回)	8, 972	6, 960	77. 6	1, 096	15. 7
第1回~55回計	448, 805	327, 998	73. 1	50, 483	15. 4

2021年12月7日 本関地区通関協議会資料 横浜税関業務部管理課

令和3年12月

横浜税関

#### 令和3年 「年末特別警戒期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。 税関では不正薬物、金地金及びテロ関連物資等の不正輸入の取締りを最重要課題として位置 づけ、取締関係機関と連携しながら全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

特に、年末においては輸出入貨物や郵便物が増加し、これに便乗した密輸事犯の増加が懸念 されることから、下記のとおり「年末特別警戒期間」を設定し、水際での取締りを強化いたし ます。期間中、職務質問や検査等の頻度が増加することになりますが、ご協力を賜りますよう お願いいたします。

また、不正輸入に係る情報はもとより、貨物、人、船舶、取引態様等について、不自然、不 審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又 は下記の連絡先までご提供頂きますようご協力をお願いいたします。

記

実施期間:令和3年12月7日(火)~令和3年12月16日(木)

## 特に以下の事例がありましたら情報提供をお願いいたします。

- ・通常、あまり見かけない海域・時間帯で漁船・プレジャ―ボ―トが停泊している。
- ・夜間、沖合い・船舶に向かってライト等でシグナルを送っている。
- ・乗組員が埠頭内に手荷物を置き去りにした。
- ・通関を異常に急いだり、頻繁に検査状況等を問い合わせてくる輸入者がいる。
- ・インボイス等へ記載されているものと異なる貨物がある。
- ・同一貨物のなかに異なるマーク・目印を付している貨物がある。
- ・輸入中古自動車、船舶等に、何かを隠し入れるために改造したような不自然な跡 (二重底など)がある。

「あやしいな・おかしいな」と思ったらすぐ通報 詳しくは WEB サイトで!

> 税関 密輸 検索 シロイ

フリーダイヤル

0120-461-961 密輸ダイヤル

メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



メールアドレス

# 横浜税関



## 年末 特 別 警 戒 令和3年12月7日(火)~12月16日(木)

横浜税関では

覚醒剤等の不正薬物、金地金及びテロ関連物品等の 密輸に対する水際取締りを一層強化しています。

【密輸情報の提供のお願い】

密輸防止には皆様の情報提供が大きな力となります。

身の回りで 「不審な貨物」 や 「怪しい言動をする不審者」

などを目にした際には税関密輸情報窓口に通報をお願いします。

「あやしいな・おかしいな」 と思ったらすぐ通報!





税関 密輸





- 密輸110番 メールアドレス

密輸ダイヤル 0 1 2 0 - 4 6 1 - 9 6 1 E-mail: yokehama-mitsuyu110@customs.go.jp

2021年12月7日 本関地区通関協議会資料 横浜税関業務部管理課

> 令和3年12月 横浜税関業務部

#### 関係者 各位

#### 年末年始における通関手続について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

本関地区(本関、大黒埠頭出張所、本牧埠頭出張所)及び川崎地区(川崎税関支署、川崎税関支署東扇島出張所)における年末年始の通関手続については、別添資料に記載のとおり、業務部特別通関部門が監視部取締部門と連携して行うこととなります。

各事業者の皆様におかれましては、年末年始における通関の予定がございましたら、前広に情報提供いただきますようお願い申し上げます。あわせて、より円滑な通関に資する観点から、予備申告制度の積極的な利用についてもご検討いただければ幸いです。

具体的な連絡先につきましては、別添資料をご確認ください。

※ 予備申告を行うことが可能となる時期は、輸入申告(本申告)予定日における外 国為替相場が公示された日又は船荷証券が発行された日のいずれか遅い日とな ります。

令和3年11月25日

## 関係各位

横浜税関

#### 年末年始における税関業務のお知らせ

年末年始期間中(令和3年12月29日(水)から令和4年1月3日(月)まで)の税関業務については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、お知らせします。

1. 監視取締関係業務	
(1) 本関	監視部分庁舎(大さん橋窓口)においては、通常どおり窓口業務を行います。
(2) 千葉税関支署	通常どおり窓口業務を行います。
(3) 川崎税関支署	監視部分庁舎(大さん橋窓口)において業務処理を行います。
	(問い合わせ先)
	監視部取締部門(045-212-6070)
(4) その他の官署	全日閉庁します。
	(注1)期間中において業務が発生する場合は、(別紙)「年末年始期間中にお
	ける連絡先」にご連絡をお願い致します。
	(注2) 事前に予定が判明している場合は、12月28日(火)17時00分まで
	に手続き予定の税関官署にご連絡いただきますようお願い致しま
	す。

#### 2. 通関関係業務(国際郵便物業務を除く。)及び保税関係業務

(1) 本関

本関地区(本関、大黒埠頭出張所、本牧埠頭出張所)及び川崎地区(川崎税関支署、 川崎税関支署東扇島出張所)の管轄内に蔵置されている貨物に係る業務は、以下の とおり、業務部特別通関部門と監視部取締部門が連携して対応致します。

(問い合わせ先)

業務部特別通関部門(045-212-6115、6163)

監視部取締部門 (045-212-6070)

	通関関係業務	保税関係業務
12月29日(水)~	業務部特別通関部門において業	美務処理を行います。(8時30分
12月31日(金)	から 17 時 00 分)	
1月1日(土)	閉庁(緊急の業務要請がある場	場合は、監視部取締部門にご連
	絡をお願い致します。)	
1月2日(日)	事前の業務要請があった場合は	工業務処理を行います。12月31
	日 17 時 00 分までは業務部特別	別通関部門にご連絡をお願い致
	します(それ以降に緊急の業務	<b>務要請がある場合は、監視部取</b>
	締部門にご連絡をお願い致しま	ミナ。)。
1月3日(月)	業務部特別通関部門において業	美務処理を行います。(8時30分
	から 17 時 00 分)	
	○輸出入申告(積戻し申告、	○保税運送承認
	蔵・移・総保入承認申請を	○保税運送到着確認
	含む。)	○事故確認
取扱業務	○輸出許可後の許可内容変更	○積卸コンテナリスト通関
	○開庁時間外の執務を求める	○見本一時持出許可
	届出	○貨物取扱許可・届
	○輸入申告に係る収納事務	○指定地外貨物積卸許可
	(担保業務を除く。)	○開庁時間外の執務を求める
		届出

- (1) 申告(申請等) 方法等に関する詳細又は不明な点等については、 12月28日(火)17時00分までに、
  - ・通関関係は業務部通関総括第1部門 (045-212-6150)、
  - ・保税関係は監視部保税取締部門保税窓口(045-212-6126)、 にお問い合わせいただきますようお願い致します。
- (2) 本関以外の官署に既に予備申告をされている貨物等、業務部特別通関部門 においてお取り扱いできない場合がありますので、事前に予定が判明して いる場合は、12月28日(火)17時00分までに手続き予定の税関官署にご 連絡いただきますようお願い致します。

## (2) 大黒埠頭出張所 本牧埠頭出張所 川崎税関支署 川崎税関支署 東扇島出張所

全日閉庁します。

管轄内に蔵置されている貨物に係る業務は、上記「(1)本関」のとおり、業務部 特別通関部門と監視部取締部門が連携して対応致します。

#### (3) その他の官署 全日閉庁します。

- (注1) 期間中において業務が発生する場合は、(別紙)「年末年始期間中における 連絡先」にご連絡をお願い致します。
- (注2) 事前に予定が判明している場合は、12月28日(火)17時00分までに手 続き予定の税関官署にご連絡いただきますようお願い致します。

#### 3. 国際郵便物業務

川崎東郵便局内に蔵 置されている郵便物 期間中に国際郵便に係る輸出入申告を予定されている方は、以下の問い合わせ先ま でご連絡をお願い致します。

(問い合わせ先)

○川崎外郵出張所

川崎外郵出張所特別通関部門(044-270-5774)

日本郵便㈱川崎東郵便局

(044-589-6708)

#### 4. その他

- ・自由化申告を予定されている場合は、申告官署及び蔵置官署双方の開庁時間内に、申告官署へ事前に ご連絡をお願い致します。
- あらかじめご連絡いただいていた業務が事前に終了した場合又は業務内容に変更が生じた場合には、 その旨を、連絡いただいていた税関官署までご連絡いただきますようお願い致します。

## 年末年始期間中(12/29(水)~ 1/3(月))における連絡先

本関地区	(監視関係業務) 監視部取締部門 045-212-6070
本関大黒埠頭出張所本牧埠頭出張所	(通関及び保税関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/29(水)、12/30(木)、12/31(金)、1/3(月) 8時30分~17時00分 ※上記以外の時間帯については、監視部取締部門へご連絡をお願い致します。
	090-2224-8515 (監視関係業務)
仙台塩釜税関支署	090-5520-3014 (保税関係業務)
	090-3224-1904 (通関関係業務)
   石巻出張所	090-7235-9951 (監視及び保税関係業務)
4名山城州	090-3224-1905 (通関関係業務)
気仙沼出張所	090-3224-1906
仙台空港税関支署	090-3220-7801
	090-8035-4077 (監視及び保税関係業務) ※12/29(水)~12/31(金)
小名浜税関支署	090-8035-4078 (監視及び保税関係業務) ※1/1(土)~1/3(月)
	090-3224-1903 (通関関係業務)
相馬出張所	090-1691-1736
福島空港出張所	090-7422-9187
	090-3220-7859 (監視関係業務)
鹿島税関支署	090-1698-2360 (保税関係業務)
	090-1041-8485 (通関関係業務)
日立出張所	090-1691-1693
つくば出張所	090-4825-7323
茨城空港出張所	090-4620-0115
千葉税関支署 船橋市川出張所 木更津出張所 姉崎出張所 銚子監視署	千葉税関支署 043-241-7021 090-3224-1400
川崎地区	(監視関係業務) 監視部取締部門 045-212-6070
川崎税関支署川崎税関支署東扇島出張所	(通関及び保税関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/29(水)、12/30(木)、12/31(金)、1/3(月) 8時30分~17時00分 ※上記以外の時間帯については監視部取締部門へご連絡をお願い致します。
横須賀税関支署	090-4620-0104 (通関関係業務)
	090-8035-4041 (監視及び保税関係業務)
三崎監視署	090-4620-0106
宇都宮出張所	090-4825-2798
川崎外郵出張所	(国際郵便物の輸出入申告に係る業務) 特別通関部門 044-270-5774

#### 令和 3 年 12 月

#### 関係各位

横浜税関業務部

横浜税関山下分庁舎の停電作業に伴う業務部特別通関部門の業務について

令和3年12月12日(日)、横浜税関山下分庁舎の停電作業に伴い、業務部 特別通関部門の業務は、下記のとおり、横浜税関監視分庁舎にて行います。

NACCS を利用した輸出入申告等につきましては、通常どおりのあて先官署・部門コードとなります。

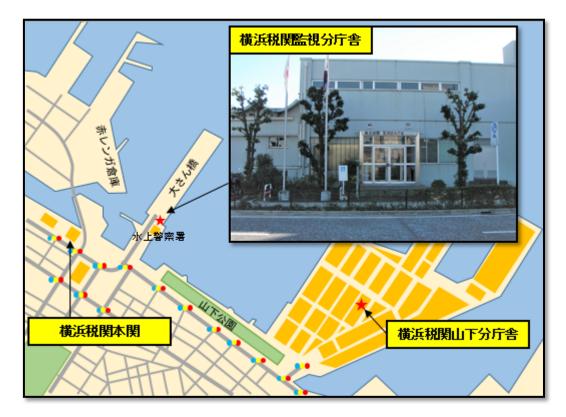
当日、お電話、来庁される場合はご留意ください。

記

日時:令和3年12月12日(日)8:30~17:00

電話:045-212-6077

場所:横浜税関監視分庁舎(横浜市中区海岸通 1-1)



#### 令和4年1月1日から同年12月31日までの延滞税等の割合について

		内 容	本則	特 例 【現行】 (令和2年度改正(関税法附則第3項~第6項関係))	<b>令和4年</b> 平均貸付割合 0.4%	(参考) 令和3年 平均貸付割合 0.5%
不准书	法定納期限を徒過 し履行遅滞となっ	納期限の翌日から2か月を 経過する日まで (納期限後2ヶ月以内について は、早期納付を促す観点から 低い利率)	7. 3%	【 <b>延滞税特例基準割合</b> 】(※1) 平均貸付割合0.4% + 1% + 1%	2. 4%	2. 5%
		納期限の翌日から2か月を 経過する日後	14. 6%	【 <b>延滞税特例基準割合</b> 】(※1) 平均貸付割合0.4% + 1% + 7.3%	8. 7%	8. 8%
還作		国から納税者への過誤納 金の還付等に付される利息	7. 3%	【 <b>還付加算金特例基準割合</b> 】(※2) 平均貸付割合0.4% + 0.5%	0. 9%	1. 0%

- (※1)「延滞税特例基準割合」: 平均貸付割合に、年1パーセントの割合を加算した割合をいう。(関税法基本通達12-1(3))
- (※2)「還付加算金特例基準割合」: 平均貸付割合に、年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。(関税法基本通達13-3(4))

#### <根拠法令>

①関税法

第12条第1項(延滞税の割合)、第13条第2項(還付加算金の割合)、附則(昭29.4法61)第3項(延滞税の割合の特例)(※1)、第5項(還付加算金の割合の特例)(※2)

②国税通則法

第60条第2項(延滞税の割合)、第58条第1項(還付加算金の割合)

③租税特別措置法

第94条第1項(延滞税の割合の特例)、第95条(還付加算金の割合の特例)

④地方税法

第72条の100第2項(貨物割に係る延滞税)、第72条の104第3項(貨物割に係る還付加算金)、第72条の106第1項(貨物割に係る延滞税の計算)、同条第2項(貨物割に係る還付加算金の計算)

(金融庁一〇三)

報

〇日本国に帰化を許可する件 ○除籍が滅失した件 (法務二四○)

同二四

定する平均貸付割合を告示する件 規定に基づき、令和四年の同項に規

(財務二九〇

〇租税特別措置法第九十三条第二項の

〇国債証券買入銷却法第一条の規定に

定する国の一部を改正する件 得に関する政令により財務大臣の指

(同二九一)

よる国債の買入消却に関する件

目

編 集・印 刷 独立行政法人国立印刷局

第三種 郵便物 認可 日刊(行政機関の休日休刊)明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)

(同之五五、二五六) 訓練を実施する件

〇道路に関する件

(東北地方整備局一九〇、

九二

九五、

二九六

四〇

○道路に関する件 〇道路に関する件 道路に関する伊 (中部地方整備局 (関東地方整備局

(北海道開発局二〇四~二〇六

人事異動

内閣

〇本庁監理金融商品取引業者等を指定 する件の一部を改正する件

筶

示

官庁報告

官庁事項

づく一般旅券の返納命令に関する通知 旅券法第十九条の二第一項の規定に基 (外務省)

Ŧ, 最低賃金の改正決定に関する公示 (富山労働局最低賃金公示四、 宮崎同三) 島根同

〇外国政府の不動産に関する権利の取

資 料

機械受注統計調查報告(令和三年九月) (実績)(内閣府)

公 告

諸 事 項

裁判所

〇海上における射撃訓練を実施する件

(国土交通一四六六、一四六七)

(防衛二五〇)

〇海上における水上標的に対する射撃

〇高速自動車国道に関する件

(同二九二)

会社その他 相続、 特別清算、 公示催告、 再生関係

1

訓練を実施する件

(同二五一~二五四

関東地方整備局公示(関東地方整備局) 〇法務省告示第二百四十号

線は注記である

大分県東国東郡国見町大字向田千二百八十 令和三年十一月二十六日 大分県国東市役所保存の次の除籍が滅失した。 法務大臣

,〇法務省告示第二百四十一号 左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、こ

池田

れを許可する。

令和三年十一月二十六日

住所 住所 東京都町田市小山ヶ丘4丁目7番地2 タン・ザ・カイ 平成30年3月25日生 タン・ザ・カン 昭和57年2月18日生 タン・ザ・ヒー グェン・レ・ミン 平成12年1月12日生 グェン・バン・ドゥック 昭和42年10月18日生 グェン・レ・スゥン・アン 平成15年12月18日 東京都大田区東雪谷4丁目24番10号 平成27年12月23日生 法務大臣

住所 ラム・ピット・チャン ラム・フック・ユイ 昭和58年10月23日生 ラム・ホアン・ミン 平成28年12月28日生 埼玉県吉川市大字保7番地 東京都江戸川区西小松川町16番8号

住所 相模原市中央区上溝811番地3 李建宏 昭和54年4月19日生 モハンマド・ジャブンボル・アラム 神奈川県伊勢原市沼目1697番地」 平成30年3月2日生 昭和56年7月16日生 K成21年7月27日生 昭和59年

住所,東京都中央区日本橋横山町 李權晉 昭和50年3月1日生 迪力亜爾地里夏提 相模原市中央区鹿沼台2丁目9番20 一1208号 -818

告

海上における水上標的に対する射爆

0

 $\triangleright$ 

0

示

〇金融庁告示第百三号

の一部を次のように改正する。 一項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件(平成十九年金融庁告示第九十号) 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第四十二条第二項及び第四十二条の二第

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。 令和三年十一月二十六**日** 金融庁長官 中島 淳一 议

(金融商品取引業者等) 改 正 (金融商品取引業者等) 前

備考 表中の [ 引許可業者、特例業務届出者及び海外投資 官の指定する金融商品取引業者、 十四四 家等特例業務届出者は、次に掲げる者とす 二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長 一条 金融商品取引法施行令第四十二条第 [十五~百] 力 7力証券株式会社 略 の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍 取引所取 第 十五~百二十一 条 二~十三 同上 eワラント証券株式会社 同上

プレブスレン・ダシペルジェー 昭和57年4月

住所 千葉県市川市香取1 入目7番6号 5月6日生

昭和63年12月11日生

潟県燕市佐渡872番地2 平成5年11月15日生

平成18年4月21日生 昭和50年9月12日生 東京都世田谷区上北沢1丁目4番22号

官 報 令和 3 年 1 1 住所 宫城県多賀城市明月 17日9番16号 住所 島根県出雲市武志町839番地1 住所 大阪市北区本庄西1丁目1番7-2202号 住所 大阪市城東区古市3丁目9番4-408号 住所 東京都足立区綾瀬2丁目38番8号 住所 大阪市北区松ケ枝町2番39号 住所 大阪府豊中市本町 9 丁目 4番33号 住所 愛媛県今治市しまなみヒルズ2番地 住所 兵庫県姫路市土山5丁目5番50 住所 大阪市西成区鶴見橋 1 丁目16番31号 住所 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2438番地 クリステル・ジェン・マルティニト・ナカジマ 洪太美 昭和35年12月13日生 62年12月9日生 ロジェリオ・ヒロユキ・ハシオカ 昭和59年3日30日4 巻子(第5人) 朴皓暁 昭和63年11月 3日生 アンドレア・スエミ・ロドリゲス・ロウチ 張栄光。昭和49年3月1日生 梁勇誠《昭和62年10月15日生 高貴子 昭和34年2月26日生 金弘絃 昭和42年1月13日生 文翔英 平成8年6月1日生 鄭春善 昭和19年8月16日生 ジャグダンバー・プラサード・チャモラ 張洪秋 昭和52年5月9日生 徐真稀 昭和62年7月22日生 孟祥懿 平成19年4月24日生 郭福連 平成2年12月3日生 群馬県伊勢崎市下植木町607番地3 大阪市西淀川区御幣島2丁目4番20—201 兵庫県伊丹市荻野4丁目62番地2 沖縄県名護市大北5丁目16番12号 ·守 昭和42年5月12日生 大阪府東大阪市衣摺4丁目22番4号 石川県金沢市今町ヨ26番地16 昭和23年2月5日生 昭和19年7月7日生 平成2年9月29日生 \* 年11月14日生

住所 住所 北九州市小倉北区富野台5番23号 住所 住所 名古屋市守山区川東山2404番地 住所 名古屋市緑区倉坂105番地 住所 群馬県伊勢崎市茂呂町2丁目752番地7 住所 静岡県御殿場市二の岡1丁目24番10号 住所 東京都練馬区中村南 3 丁目19番21号 住所 岐阜県美濃加茂市本郷町 住所 広島市西区観音本町27目5番27号 住所 愛知県豊橋市忠興2丁目1番地5 昭和58年2月20日生 具美早紀 金箔子 具達生 昭和39年2月15日生 裹綾乃 平成元年2月25日生 成14年6月26日生 セルソ・ミチオ・スガハラ 昭和39年3月20日 カルロス・エドアルド・ニシカ 譚文超 昭和60年 4月23日 朴光恵 昭和50年3月7日生 鄭佳範 昭和51年1月29日生 具瑛里奈 平成5年9月9日生 ヤスミン・リエ・コマツ・スガハラ キュウデリ・ナオユキ・コマツ・スガハラ セルマ・コマツ・スガハラ 昭和51年9月2日 ルーカス・ケンジ・イセイリ 平成11年2月3 潘佳妮 平成12年6月10日生 張清美 昭和56年7月9日生 喪清麟 昭和33年2月~日生 贈帶枝 昭和49年6月10日生 愛知県豊橋市東脇1丁目23番地10 北九州市(、幡東区高見5丁目5番1-403 茨城県稲敷郡阿見町本郷2丁目8番地2 愛知県稲沢市駅前2丁目15番1―403号 昭和37年10月18日生 昭和59年3月9日生 平成3年12月26日生 ・ガリンド 平成21年

住所 千葉県市川市入船12番8-102号 ウィリアム・ニシオ・ガリンド 平成29年12月 リディアネ・リナ・ニシオ・ガリ 昭和57 〇財務省告示第二百九十二号 金京玉 金紅子 金明子 昭和14年12月25日生 劉字平 金山成 令和三年十一月二十六日

エムディ・アシフ・ハサン・リモン。平成4年 2月15日生 栃木県さくら市北草川2丁目14番地1 石川県金沢市乙丸町甲166番地 雄 昭和61年9月28日生 古屋市瑞穂区桃園町2番2一807号 昭和57年8月2日生

住所

東京都目黒区中央町1丁目8番25号

孫翔大 平成5年7月14日生

東京都新宿区西早稲田3丁目31番6-1204

60年3月28日生

住所 東京都世田谷区上用賀5丁目2番6号

王化怡 昭和56年6月18日生

東京都江東区大島4丁目1番6一1020号

カトリナ・ジョイ・サントス・ロサリイ

昭和

住所 福岡市博多区千代3丁目19番2-410号 住所。福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2504番地8 鄭由佳一昭和54年11月7日生 鄭宗志 昭和51年7月11日生

住所 福岡県大野城市つつじケ丘 5 丁目15番13号 劉希傑 平成9年8月11日生 鄭美希 昭和58年6月5日生

第九十三条第二項の規定に基づき、令和四年の同

租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)

〇財務省告示第二百九十号

江希煒 昭和62年3月22日生

項に規定する平均貸付割合を次のように告示す

住所 東京都町田市旭町1丁目23番4号 年8月29日生 エベリン・アユミ・大ルシソ・フジキ 平成9

住所《東京都小平市小川東町 5 丁目20番 6 —601

年〇・四パーセント

令和三年十一月二十六日

財務大臣

鈴木

俊

エバ・アグネス・レワリサ |昭和39年10月18日

住所 東京都日野市平山 4 丁目23番地8 東京都江東区塩浜2丁目14番2号 平成9年1月2日生

住所 東京都板橋区徳丸5丁目3番5一 主所 東京都江東区塩浜2丁目13番17号 昭和48年7月14日生 昭和50年7月20日生

住所,東京都世田谷区喜多見4丁目8番14号 梁悠樹 昭和63年5月11日生 昭和43年10月25日生

〇財務省告示第二百九十一号 の一部を次のように改正する。 取得に関する政令により財務大臣の指定する国 規定に基づき、外国政府の不動産に関する権利の 政令(昭和二十四年政令第三百十一号) (昭和二十七年八月大蔵省告示第千五百三十一号) 令和三年十一月二十六日 外国政府の不動産に関する権利の取得に関する 財務大臣 第二条の 俊

により令和三年十月二十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。 国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定 に改め、第百五十五号中「セルビア・モンテネグ 七十八号の次に次の一号を加える。 ロ」を「セルビア」に改め、第百七十六号中「南 スーダン共和国」を「南スーダン」に改め、第百 百七十九 第二十九号中「ドイツ連邦共和国」を「ドイツ グレナダ 財務大臣 鈴木

103,49円	20,000,000,000円	第22回	
102.20円	100,000,000円	第20回	II see that the second
102.18円	200,000,000円	第19回	利付国庫債券(物価連動・10年)
額面金額100円当た りの買入価格	額面金額の総額		国債の名称
			(XALEO)

成7年10月24日生

武霄蒙 平成3年3月26日生



関税局・ 税関について

全国の税関

お問合せ

▼ 本文へ 文字サイズ

密輸情報提供 ▶ サイトマップ

標準 拡大

English



注目のキーワード

税関ホームページリニューアル のお知らせ

災害関連情報

最近増えている問合せについて

税関の名をかたった詐欺に注意し

注文した品物が海外から届かない

税関150周年記念事業

重要なお知らせ

新型コロナウイルス感染症関連情報

Ш





法令・政策等 について調べたい



水際の取締 について調べたい



貿易統計 について知りたい



AEO制度 について調べたい



海外旅行の手続き を知りたい



輸出入の手続き を調べたい



品目分類 について調べたい



原産地規則 について知りたい



関税評価を調べたい



税関手続FAQ を確認したい

ご質問に チャットボットで お答えします



新着情報

全国の税関の動き



関税局・ 税関について

全国の税関

お問合せ

密輸情報提供 ▶ サイトマップ

▼本文へ 文字サイズ 標準 拡大

English

ホーム 輸出入手続 品目分類

## 品目分類

お知らせ

2021年11月8日

HS2022改正ページを新設しました

2021年9月24日

「HS2022年改正に係る説明会」受付開始のご案内

#### 主要コンテンツへアクセスする



#### 品目分類のコンテンツ一覧

事前教示回答(品目 分類)を検索する



関税局・ 税関について

全国の税関

お問合せ

密輸情報提供

サイトマッ

▼ 本文へ 文字サイズ

標準

拡大

**English** 

現在位置: ホーム > HS2022改正について

#### HS2022改正について

令和4年(2022年)1月1日より、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)の改正(HS2022改正)が実施されます。これに伴い、関税定 率法等の法令、輸出入統計品目表の改正が同日より施行されます。

#### 説明会

「HS2022年改正に係る説明会」開催のお知らせ

#### 改正資料

関税定率法等の一部を改正する法律(令和3年法律第12号)

輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件(令和3年財務省告示第267号)

#### 参考資料

相関表 (HSコード6桁の移行関係: WCO HP) (注)

- 相関表(HS2022 / HS2017) □
- <u>相関表(HS2017 / HS2022)</u> 🗗

(注)相関表(correlation table)は、HS2022改正に伴う HSコードの変更に関して、WCO(世界税関機構)事務局が作成した新旧 HS 品目表(HS2017/HS2022)の相関表 です。この表(正誤表を含む。)は、HS条約改正(HS2022改正)の円滑な実施のために参考として作成されたものであり、法的効力を有するものではありません。あくまで 参考としてご利用ください。

#### HS2022改正についてのご質問

HS2022改正についてご質問がある場合には、下記アドレスにご連絡ください。 いただいた主な質問に対し、後日掲載するFAQにて回答いたします。

tyo-gyomu-hs2022kaisei@customs.go.jp

税関のPR活動









> 税関Twitterガイドライン

関税局・ 税関について	全国の税関	法令・政策等 について調べた い	水際取締につい て調べたい	貿易統計につい て調べたい	AEO制度につい て調べたい
└ 税関TOP	└ 函館	┗ 所管法令等	└ 水際取締トップ	貿易統計トップ L ページ	└ AEO制度トップ
関税局・ 税関の組織	└東京	□審議会・研究会	└ 水際取締対策	└ 貿易統計検索	AEO承認(認 └ 定)を受けるに
□ 関税中央分析所	└横浜	└ 政策一覧	制出入禁止・規 制品目	└ 統計表一覧	は
- 医忧中大力机剂	└ 名古屋	経済連携協定	שינים 🛱	- 机司 衣一見	AEO事業者専用
┗ 税関研修所	└ 大阪	(EPA/FTA)	知的財産侵害物 L 品の取締り	報道発表資料 (貿易統計)	ページ
└ 採用情報	└ 神戸	スマート税関構 は2020		よくある質問	L 認定事業者
□通関士試験		%52020		し よくめる負向 (貿易統計)	



関税局・

全国の税関

お問合せ

密輸情報提供

▶ サイトマッ <sup>是供</sup> プ

▼本文へ 文字サイズ 標準 拡大

**English** 

現在位置: <u>ホーム</u> > <u>所管法令等一覧(含む改正)</u> ><u>法律等改正(通達)</u> > 関税率表解説及び分類例規の改正等について(令和3年11月30日財関第866号、第867号)

#### 関税率表解説及び分類例規の改正等について

#### (令和3年11月30日財関第866号、第867号)

#### 本文

- 関税率表解説の制定及び廃止について(令和3年11月30日財関第866号) 【○[PDF;94kb]※
- <u>分類例規の一部改正について(令和3年11月30日財関第867号)</u> [PDF;96kb]
   ※関税率表解説については、ファイル容量の都合により、別紙(改正後の関税率表解説全体)に代えて改正箇所に係る新旧対照表(下記、参考欄参照)を掲載しています。新旧対照表の内容を反映した各類の関税率表解説は、令和4年(2022年)1月1日に下記URLに掲載予定です。

https://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm

#### 別紙

- 新旧対照表(国際分類例規) 🔀 [PDF;411kb]
- 新旧対照表(国内分類例規) 🔀 [PDF;604kb]

#### 参考

- <u>新旧対照表(関税率表解説)</u> 🔀 [PDF;2,323kb]
- <u>改正の概要</u> [PDF;134kb]

財務省関税局・税関の組織

財務省関税局・税関の紹介

関税中央分析所・税関研修所

税関所在案内

所管の法人に関する情報

関税政策 · 税関行政
<u>所管法令等</u>
<u>特殊関税</u>
<u>審議会・研究会</u>
<u>政策評価(関税局·税関関連)</u>
国際機関(WTO・WCO)
地域協力(APEC)
経済連携協定(FTA/EPA)
税関相互支援協定(CMAA)

税関手続き

<u>手続案内[e-Gov(イーガブ)へ]</u>

各種様式及び記載要領

 その他

 情報公開・個人情報保護

 パブリックコメント

 調達情報

 税関関係用語集

 よくある質問

 リンク

 お問合せ



▼本文へ | 文字サイズ 標準 拡大 | English

税関について

全国の税関 お問合せ 密輸情報提供 サイトマップ

現在位置: ホーム > 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の発効について

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の発効について

2021年11月3日

本年11月2日までにRCEP協定を発効させるための要件が整い、同日までに批准書等の寄 託が完了した日本、中国、オーストラリア、ニュージーランド、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シ ンガポール、タイ及びベトナムの10か国の間で、2022年1月1日に発効することとなりました。

詳細につきましては、以下のページ(外務省報道発表へのリンク)をご覧ください。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\_009162.html [外務省HP] [二

財務省・税関としては、円滑な協定の実施に向けて事業者の方向けの説明会等を実施して まいります。詳細については、追ってお知らせいたします。

財務省関税局・税関の組

財務省関税局・税関の紹

税関所在案内

所管の法人に関する情報

施設等機関

<u>関税中央分析所</u>

税関研修所

関税政策 · 税関行政

所管法令等

特殊関税

審議会・研究会

政策評価(関税局・税関関

国際機関(WTO-WCO)

地域協力(APEC)

経済連携協定(FTA/EPA)

税関相互支援協定 (CMAA)

税関手続き

<u>手続案内[e-Gov(イーガ</u> <u>ブ)へ]</u>

各種様式及び記載要領

その他

## 原産地規則利用調査の実施について

平素より、税関行政に対して御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。 税関では、経済連携協定(EPA)及び一般特恵関税制度(GSP)に基づく特恵関税の 適正かつ円滑な適用を目指して、原産地規則の適正な運用の確保に取り組んでおりま す。最初の日シンガポール EPA の発効から約 20 年が経過し、現在 19 の経済連携協定 に基づく特恵関税の適用が可能となっており、我が国と複数の EPA を締結した国も存 在します。そして、令和 4 (2022)年1月に地域的な包括的経済連携(RCEP)協定が 発効する予定です。

横浜税関業務部といたしましては、輸入者の皆さまの原産地規則の利用状況やRCEP協定の利用予定を把握させていただくことで、原産地規則の運用に係るサービス向上、特恵関税利用者の利便性向上のために活用させていただきたい、と思います。つきましては、下記のとおり『原産地規則利用調査』を実施いたしますので、調査にご協力頂きますようお願いします。

記

#### ≪調査の方法について≫

横浜税関ホームページ内の下記アドレスにおいて、原産地規則利用調査票データ (質問票・回答様式)の配付を行っております。ダウンロードの上、質問票の設問 を確認しながら回答様式にご入力ください。ご入力いただいた回答様式データを当 関の回答先メールアドレスに送付いただくことにより、調査は完了となります。

#### ≪調査票配付ページのアドレスについて≫

下記リンク先において、原産地規則利用調査票データの配付及び回収先のご案内を行っております。本調査にご協力頂ける事業者様におかれましては、下記アドレスをご訪問頂きますようお願いいたします(右のQRコードも利用できます)。



QR ⊐− ド

#### 調査票配付ページアドレス:

https://www.customs.go.jp/yokohama/tsukankei/enquete-top.pdf

以上

■本調査に関するお問い合わせ先 横浜税関業務部通関総括第1部門 045-212-6150

■原産地規則に関するお問い合わせ先 横浜税関業務部原産地調査官 045-212-6174



## 原産地規則利用調査の実施について (調査票配付ページ)

平素より、税関行政に対して御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。 また、今般の原産地規則利用調査に御協力いただき、重ねて御礼申し上げます。 つきましては、下記の手順に沿って調査への回答をお願いいたします。

記

≪手順①:調査票(質問票)のダウンロード≫

下記リンク先から、PDF『【輸入者向け】横浜税関業務部 原産地規則利用 調査票(質問票)』(ファイル名: enquete-qform. pdf)をダウンロードの上、ご自身の端末のデスクトップ等に保存して下さい。

https://www.customs.go.jp/yokohama/tsukankankei/enquete-qform.pdf

≪手順②:調査票(回答用紙)のダウンロード≫

下記リンク先から、エクセル『【輸入者向け】横浜税関業務部 原産地規則利用調査票(回答用紙)』(ファイル名: enquete-aform. xlsx)をダウンロードの上、ご自身の端末のデスクトップ等に保存して下さい。

https://www.customs.go.jp/yokohama/tsukankankei/enquete-aform.xlsx

≪手順③:調査へ回答≫

上記①の PDF の質問票に対する回答を、上記②のエクセルの回答用紙に入力して下さい。全ての質問に対する回答を入力いただいたら、回答用紙の内容を保存の上、エクセルを終了して下さい。

#### ≪手順④:調査票(回答用紙)の送付≫

上記③の保存が終了したエクセルの回答用紙を電子メールに添付の上、下記メールアドレスまで送付して下さい。

調査票回答先メールアドレス: yok-gyomu-enquete@customs.go.jp

◆調査票の回収は随時受け付けておりますが、次回の集計は

令和3(2021)年12月17日(金)

を予定しております◆

≪参考:税関ホームページのご案内≫

調査票への回答入力に際して、下記ホームページも参照して下さい。

◆税関ホームページ「経済連携協定(EPA/FTA)ページ」

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa\_index.htm

◆税関ホームページ「原産地規則ポータル」

https://www.customs.go.jp/roo/index.htm

◆横浜税関ホームページ

https://www.customs.go.jp/yokohama/

以上

■本調査に関するお問い合わせ先 横浜税関業務部通関総括第1部門 045-212-6150

■原産地規則に関するお問い合わせ先 横浜税関業務部原産地調査官 045-212-6174

